

## 議会傍聴注意事項

### 1. 傍聴席に入場する際の注意事項

以下の方は傍聴席へ入場できません

- (1) 銃器その他危険なものを持っている方
- (2) 酒気を帯びていると認められる方
- (3) 異様な服装をしている方
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている方
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている方
- (6) その他、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている方
- (7) 児童及び乳幼児(ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではありません)

## 2. 傍聴席での注意事項

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明してはいけません
- (2) 私語、その他騒ぎたてないでください
- (3) はち巻、腕章をする等示威的行為をしないでください
- (4) 帽子、コート、マフラーの類はお脱ぎください  
(病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りではありません)
- (5) 傍聴席での飲食はできません
- (6) 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにするとともに、議会中は操作しないようにしてください
- (7) 議会の撮影、録音等は許可を得た場合以外は行わないで下さい
- (8) みだりに席を離れないようにしてください
- (9) その他、議会の妨害等になる場合は、退場を命じます